

ご存知ですか

成年後見制度

～判断能力が不十分な方の財産と権利を守り支援する制度です～

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護^(※1)などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等^(※2)を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護することで、安心して地域で暮らしていくための制度が『成年後見制度』です。選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったことで、本人を法的に守ることができます。

※1 身上保護とは(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)

※2 家庭裁判所により選任される援助者等(「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」、その他監督人等)

こんな方に **成年後見制度**

任意後見

将来、認知症になった時に、
財産の管理等が心配!

財産管理や契約等を支援する
任意後見人を選んでおける。

法定後見

判断能力が不十分で、
契約や手続きがとどこおる!

成年後見人等が本人に代わって、
契約や手続きをしてくれる。

物忘れがひどくなり
だまされて借金をくり返す!

成年後見人等が不当な契約を
取り消してくれる。

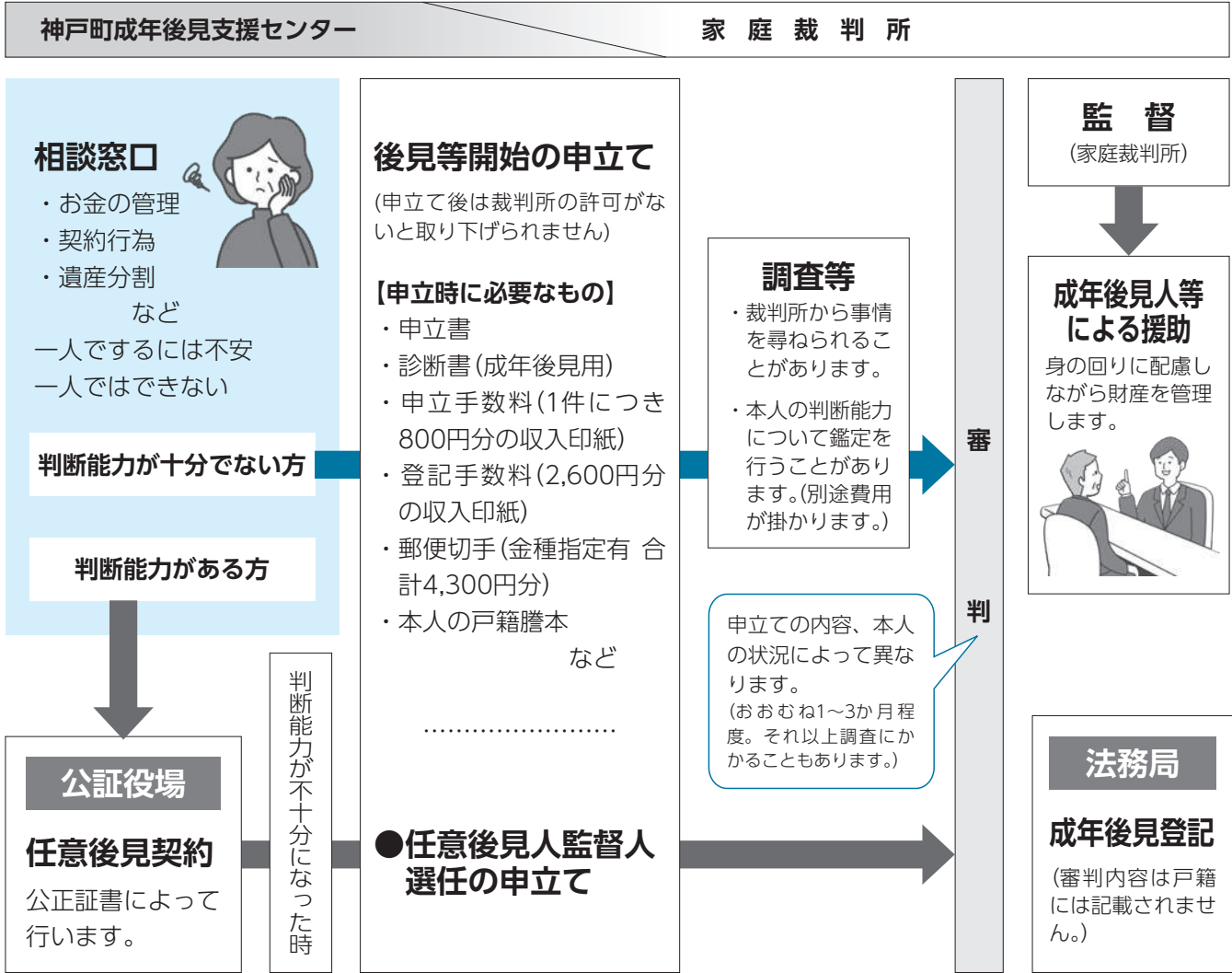
正しい判断ができず、
不当な契約を結ばされる!

「成年後見制度」の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方が対象	判断能力が不十分な方が対象	判断能力が著しく不十分な方が対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の方が対象
判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を任意後見人にする ことができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続きの流れが異なります。詳しくは「神戸町成年後見支援センター」にご相談ください。

成年後見制度利用の流れ



神戸町成年後見支援センターを設置します

成年後見制度の利用の促進に関する法律を受け、権利擁護支援の中核機関として健康福祉課に「神戸町成年後見支援センター」を設置し、10月1日から運用を開始します。

「神戸町成年後見支援センター」は、ご本人や家族、後見人、支援関係者をサポートし、認知症や障害があっても自分らしく安心して暮らせるように、地域連携ネットワークづくりに取り組んでいきます。相談窓口は、これまでどおり、「権利擁護相談」や「日常生活自立支援事業」を実施している社会福祉協議会と役場(健康福祉課)が連携し、それぞれに「権利擁護・成年後見相談窓口」を設置し事業を推進していきます。



このような場合はお気軽にご相談ください。

- ・ 福祉サービスの利用や施設入所をしたいが、自分では契約できない。
- ・ 成年後見制度について、もっと詳しく知りたい。
- ・ 成年後見制度を利用したいが、手続きがわからない。



相談窓口 ☎27-0175(健康福祉課)
☎28-0223(社会福祉協議会)

